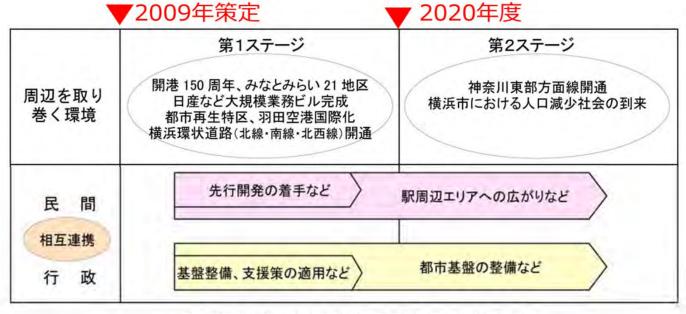


エキサイトよこはま22は、計画策定以来概ね10年が経過し、第1ステージと第2ステージの節目の時期にあります。

第1ステージの取組状況を振り返り、第2ステージにおいて解決 すべき課題等について、委員の皆様のご意見をお伺いしました。

これを踏まえ、第2ステージにおける方向性(案)をとりまとめました。



まちの成長とあわせた民間と行政の相互連携した取組み

(第1ステージ・本計画とりまとめ以後概ね10年、第2ステージ・それ以後概ね10年)

出典:「エキサイトよこはま22」(平成21年12月)まちづくりビジョン

はじめに	2
1 第1ステージの振り返り	4
2 第2ステージに向けた委員意見の概	要8
3 第2ステージの方向性 (1)基本姿勢	11
(2)開発の展開	19
(3) エリア全体での取組	25
むすび	31

(1) 完了した事業・取組の特徴

〇「JR横浜タワー・JR横浜鶴屋町ビル」「馬の背解消」 「西口駅前広場」「きた西口鶴屋再開発」のように、民間と 行政の複数の関係者による事業化の機運が一致し、事業ス

キームが整理できた。



JR横浜タワー



JR横浜鶴屋町ビル

(1) 完了した事業・取組の特徴

〇これにより、業務・商業等の都市機能の更新と歩行者ネット ワーク等の基盤の拡充が大きく進んだ。



西口地下街中央通路接続事業(馬の背解消)



中央西口駅前広場

- (2) 当初の計画通りに進ちょくしていない事業・取組の特徴
 - <再開発などの課題>
 - ○事業収支の見通し
 - ○権利者間の合意形成
 - ・事業中の営業継続の見通しをどうつけるか。
 - ・権利者の間で希望する事業のタイミングをどう合わせるか。
 - ・他の権利者と共同による事業、建物への参画の意向をどう まとめるか。
 - 〇計画や設計に必要な関係者間の調整・協議

- (2) 当初の計画通りに進ちょくしていない事業・取組の特徴
 - <基盤整備などの課題>
 - 〇計画内容に必要な関係者との調整・検討
 - ○事業のスキーム、事業の位置づけ (事業主体・役割、費用負担など)
 - ○事業に必要な財源確保
 - 〇再開発等と連携して進める必要がある事業の実現性

2 第2ステージに向けた委員意見の概要

1 基本姿勢

- ・エキサイトよこはま22の骨格は変わらない。民間と行政等の 関係者がまちづくりの大きな方向性を共有し、連携していく ことが重要。
- ・策定当初に立てた戦略、方針、目標に対する再評価が必要。
- ・頻発・激甚化する自然災害を踏まえた対応が必要。
- ・新型コロナウィルスにより変化する生活様式や加速度的に 進むデジタル化社会への対応が必要。
- ・SDGs 未来都市・横浜として、持続可能な社会の実現に向けまちづくりを進めるべき。
- ・開発の進むみなとみらい21地区との交通アクセス整備や エリアマネジメントによる連携を強化すべき。

2 第2ステージに向けた委員意見の概要

2 開発の展開

- ・西口駅前広場を中心とした整備事業や開発計画が順調に推移 し、今後、東口の基盤整備や開発事業に期待が寄せられる。
- ・開発間の連携調整が必要。ガイドラインの深度化など、様々 な側面での事業間調整を推進すべき。
- ・ガイドラインと開発インセンティブの連動を検討していくべき。
- ・みなとみらい21地区との連携強化のため、東口駅前広場や ステーションオアシス計画の早期事業着手が求められる。
- ・西口では歩行者空間が不足しており、多層的な歩行者動線 計画を具体化してほしい。

2 第2ステージに向けた委員意見の概要

3 エリア全体での取組

- ・治水対策において、エキサイトよこはま22の取組は、流域のあらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の概念を 先取りしたもの、一層推進すべき。
- ・エリアマネジメントにおいては、整備したインフラ、公共空間等のハードにソフトをどのように組み込むか考えることが重要。有効活用して賑わいづくりを展開していくべき。

(1)基本姿勢

- ① 事業・取組の継続的推進
- ・将来像や取り組むべき課題といった骨格は変わらずに継続的に推進
- ・今後もまちづくりの方向性を共有し、民間と行政の連携・協働により 取組を推進



まちの将来像

世界から人々をいざなう『選ばれるまち』

心地よく、心に残る場面にあふれた『魅了するまち』

まちに関わるすべての人が『誇りに思うまち』

横浜駅周辺が取組むまちの課題

国際化・都市間競争に向けた対応

深刻化する環境課題への取組み

首都圏有数のターミナル駅としての魅力の向上

災害に対する安全性の確保

出典:「エキサイトよこはま22」(平成21年12月)まちづくりビジョン

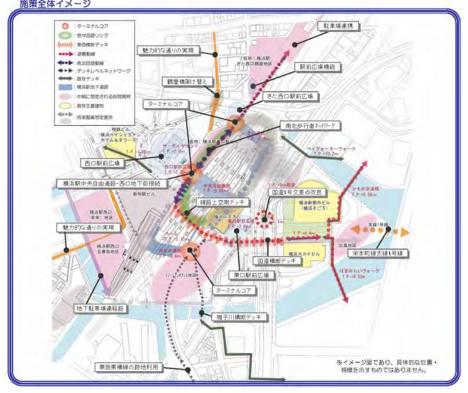
基本姿勢

- 事業・取組の継続的推進
- ・インフラ基本計画の着実な推進
- ・魅力ある空間づくりの推進

(景観・デザイン、歩行者空間、水辺を生かした空間づくり)

・ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進

インフラ基本計画(平成26年3月)





個性を尊重しつつまとまり感のある建物群像



多様なシーンが展開し ドラマ性の感じられる 都市景観の形成

の創出



ハマ風を感じられる憩いの場



うるおい の体感

水辺を活かした夜間景観 ※上図はイメージであり、実際の場所や形態

を特定するものではありません。

ゆとりや賑わいのある歩行者空間

出典:「エキサイトよこはま22|(平成21年12月)まちづくりガイドライン

(1) 基本姿勢

② 中間地点に立った見直し・再評価

2009年に計画策定されたエキサイトよこはま22の振り返りを行い、 見直し・再評価をすることにより、第2ステージの事業や取組に活か していきます。

2030年 2007年

ACTION

第2ステージ

PLAN

計画検討

エキサイトよこはま22

<まちづくりガイドライン> <基盤整備の基本方針> 2009年 計画策定

CHECK

再評価・見直し

2020年

DO 第 1 ステージ

- (1)基本姿勢
- ③ 頻発・激甚化する自然災害を踏まえた対応

幸橋付近の帷子川の状況



令和元年 台風19号

横浜駅周辺の状況



平成23年東日本大震災

多くの来街者が訪れる首都圏の拠点であり、海や川が近く東西に地 下街があることから、地震対策や浸水対策などの災害対策に取り組ん でいくことが重要です。

> 引き続き、官民が連携し、ハード、ソフト両面から 一体的な防災対策を進めます。

(1) 基本姿勢

④ 新たな生活様式や技術革新等への対応

新型コロナ危機を契機として、社会情勢や人々の価値観に大きな変化が生じています。今後は、これらの様々なニーズや変化を 視点のひとつとして議論しながら、まちづくりに取り組みます。

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(イメージ)

🥝 国土交通省

- ○人々の働く場所・住む場所の選択肢を広げるとともに、大都市・郊外・地方都市と、規模の異なる複数の拠点が形成され、役割分担をしていく形が考えられる。
- ○複数の用途が融合した職住近接に対応し、様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるようなまちづくりが必要。



(1) 基本姿勢

4 新たな生活様式や技術革新等への対応

近年のデジタル技術の進展は目覚ましく、例えば、モビリティ分野では『100年に一度のモビリティ革命と言われる時代にある※』と言われています。 (※ 出典: 「2040年、道路の景色が変わる」国土交通省)

第2ステージでは、技術革新や「Society5.0」、 SDGs、MaaS といった、新たな潮流の取り込みが必要です。



・2040年、道路の景色が変わる(国土交通省2020年6月)



Society 5.0 新たな価値の事例(交通) (内閣府:HP)

(1)基本姿勢

④ 新たな生活様式や技術革新等への対応

エキサイトよこはま22の事業・取り組みにあたっては、SDGs 未来都市として、環境を軸に経済や文化による新たな価値・賑わい を創出し続ける都市の実現を目指します。



※それぞれのSDGs目標アイコンは各取組で優先するゴール

目標設定と取組の概要

横浜市は、2019 年をピークに人口減少に転じるなど、直面する課題が一層深刻化してきています。 SDGs 未来都市として、17の目標達成を意識し、「大都市・横浜市」に相応しい、環境を軸とした経済・社会的課題の同時解決を目指す取組を、「自治体SDGsモデル事業」として進めています。

環境・経済・社会の3側面の取組間を相互に連携させるとともに、様々な取組の主体である「市民」「企業」等の多様な主体をつなぎ、得られた知見・技術・情報をICT技術などを駆使して「見える化」・「共有化」し、相乗効果を高め、さらに新たな価値を生み出すことで、都市のプレゼンス向上を目指す仕組みとなる、横浜型「大都市モデル」を創出します。

SDGs 未来都市・横浜

 \sim SDGs FutureCity YOKOHAMA \sim

出典:横浜市温暖化対策統括パンフレット

(1) 基本姿勢

⑤ みなとみらい 2 1 地区との連携強化

都心臨海部の強化に向け、みなとみらい21地区との相乗効果をより発揮するため、交通アクセスの拡充に向けたハード整備や、両地区のエリアマネジメント活動の相互連携など、さらなる商業集積やビジネス機会の創出につなげ、都心機能の強化を図っていきます。

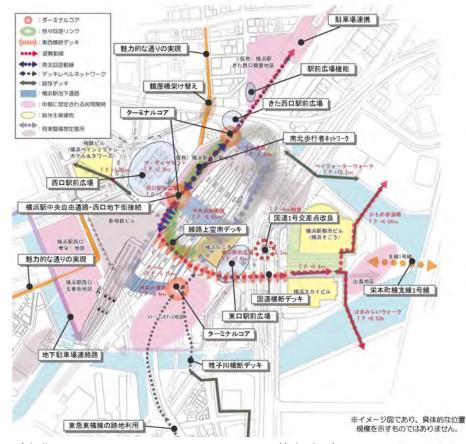


(2)開発の展開

<u>① さらなる開発の推進・基盤の強化充実</u>

第1ステージで進んだJR横浜タワーや馬の背解消、駅前広場整備などに引き続き、横浜駅きた西口鶴屋地区再開発事業をはじめとした周辺開発を促進し、関連する基盤の強化・充実を図ります。





(出典:エキサイトよこはま22インフラ基本計画)

(2) 開発の展開

② 計画的な開発と事業間連携の推進

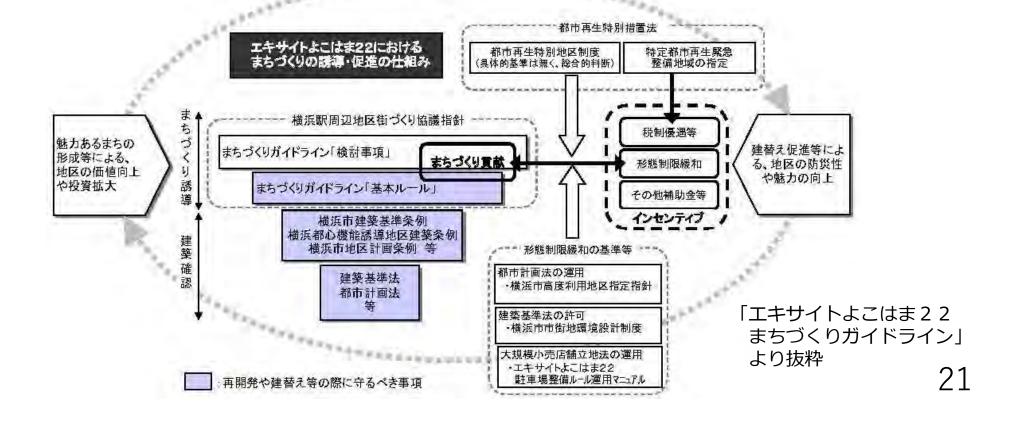
今後の開発が計画的に促進されるよう、計画の熟度に応じて、ガイドラインの深度化や都市計画など、様々な側面での事業間調整の推進



(2)開発の展開

③ 計画内容に応じた効果的なインセンティブ

技術革新の進展やコロナ禍の影響などによって、人々のライフスタイルや企業価値等、社会環境の様々な側面が変化しています。計画内容や社会貢献に応じた効果的なインセンティブを付与することにより、さらなる開発の促進を図ります。



2) 開発の展開

東口周辺の開発とみなとみらい21地区との連携

東口周辺の開発に合わせ、駅前広場やデッキ等の基盤整備を行い、 「Open Sky Terminal」の実現を目指します。

来街者を案内する「ゲート」としての機能強化を図り、みなとみ らい21地区との連携強化を図ります。



- ○横浜の観光拠点としての印象に残る景観づくり
- ○国際的で多様な交流の生まれる憩いのスペース
- ○立体的な一体感を持ち、空への広がりを感じる駅空間

横浜駅東口の将来像 - コンセプト -

- ○デッキレベルによる見通しのよい避難動線
- ○避難場所として認知しやすい空間
- ○わかりやすくバリアのない歩行者動線

- ○羽田空港のアクセス強化
- ○来街者にもわかりやすいユニバーサルな乗継動線
- ○横浜都心臨海部全体へ案内するゲート機能

出典:第6回エキサイトよこはま22懇談会資料(平成27年5月29日)

(2)開発の展開

④ 東口周辺の開発とみなとみらい21地区との連携

ステーションオアシス地区等の事業化を推進するとともに、 第1駅前広場等の基盤整備により、東口の歩行者ネットワーク の形成とみなとみらい21地区との連携強化を推進します。



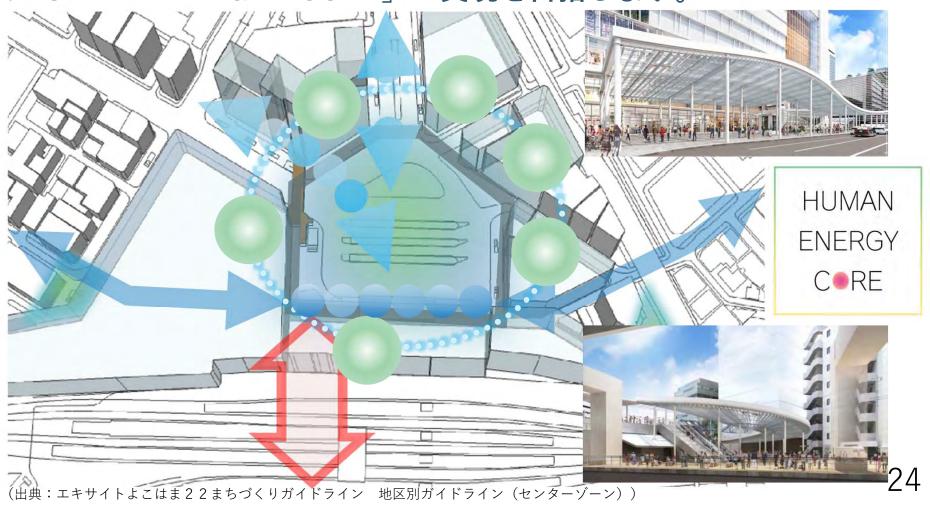


(出典:第5回エキサイトよこはま22懇談会資料(平成26年5月9日)

(2) 開発の展開

⑤ 西口駅前広場周辺の更なる開発の波及

西口駅前広場周辺では、歩行者空間の拡充等を核に周辺開発を推進、「HUMAN ENERGY CORE」の実現を目指します。

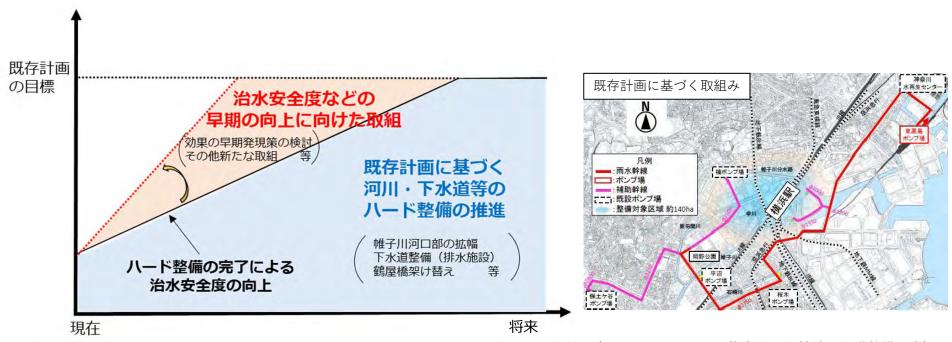


- (3) エリア全体での取り組み
- ① 頻発・激甚化する自然災害を踏まえた防災対策
 - ○「流域治水」を踏まえた取組の推進 帷子川水系に関する流域治水プロジェクトの考え方を踏まえ、 横浜駅周辺においても、あらゆる関係者が連携・協働した取組を 進め、地域全体の安全度向上を目指します。



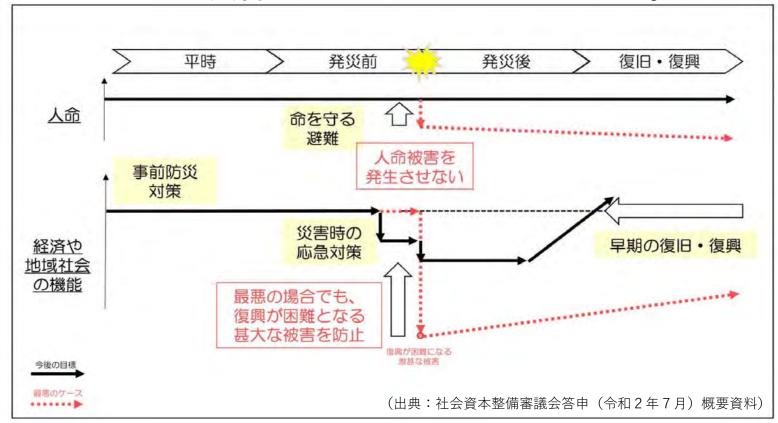
- (3) エリア全体での取り組み
- ① 頻発・激甚化する自然災害を踏まえた防災対策
 - 〇既存計画の着実な推進

既存計画に基づくハード整備を計画的に進めるとともに、治水 安全度などの早期向上に向けた新たな取組等を検討・推進します。



(エキサイトよこはま22第2ステージにおける治水・浸水対策の考え方(イメージ)) (エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事)

- (3) エリア全体での取り組み
- ① 頻発・激甚化する自然災害を踏まえた防災対策
 - 〇計画を超える規模の災害発生時における対策 計画を超える規模の降雨等による災害が発生した場合にも、 人命被害を発生させず、復旧・復興が困難となる甚大な被害を 回避できるような災害に強いまちづくりを進めます。

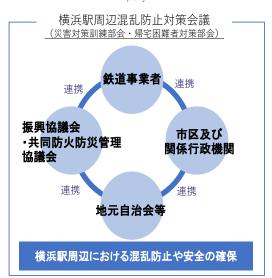


- (3) エリア全体での取り組み
- ① 頻発・激甚化する自然災害を踏まえた防災対策
 - 〇「安全・安心のまち」の実現に向けて
 - ・民間と行政の協働による防災インフラ整備等
 - ・まち全体での安全・安心管理体制の確立

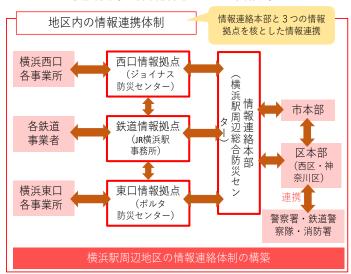
訓練などの平時からの取組を通じ、関係者間の連携を深めます。

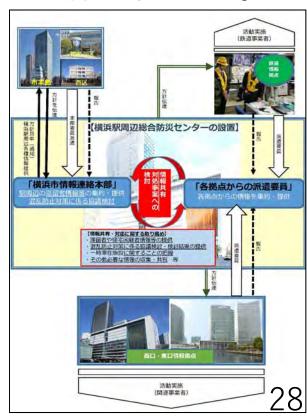
<地区内の連携体制>

<平時>



<横浜駅周辺総合防災センター開設時>





(3) エリア全体での取り組み

② エリアマネジメント活動の推進

東西のエリアマネジメント団体が中心となって、道路・河川や 公開空地等を活用したイベント利用を継続します。

新たなワークスペースや憩いの場の創出など、ハードの有効活 用を図ります。

みなとみらい21地区とも連携を図り、来街者の回遊性を強化 します。



クリーンアップイベント



イートテラス



イルミネーション

- (3) エリア全体での取り組み
 - ② エリアマネジメント活動の推進

財源確保に向け、現在行っている活動の課題や収支の確認、他 事例研究、増収に向けた取組、費用対効果などの検討を進めます。



みなみ西口駅前広場

■道路協力団体制度

一般社団法人横浜西口エリアマネジメントが 指定(平成30年8月)を受け、道路空間でイベント等を実施し、その収益金で道路の維持管理 等を行っています。



東口はまテラス

■公開空地の一時使用

公開空地の団体認定基準の改定(令和元年10月)により、エリマネ活動の財源としての収益をあげる活動が行えるようになりました。



エキサイトよこはま22第2ステージは、これまでの成果を モデルに、関係者が力を合わせてまちづくりを継続して進めます。

コロナ禍への対応や新たな技術革新も取り入れて、国際都市の 玄関口にふさわしい横浜駅周辺のまちづくりを進めます。



特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する

法律(令和3年法律第31号)について

【公布:R3.5.10 / 施行:公布から3ヶ月又は6ヶ月以内】

~流域治水関連法~

改正法律

特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律都市緑地法、建築基準法

国 土 交 通 省 水管理•国土保全局 都 市 局

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

く予算関連法律>

【公布: R3.5.10 / 施行: 公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

背景・必要性

〇近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)

| 降雨量の増大等に対応し、**ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直し**に加え、**上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰**し、国、流域自治体、 | 企業・住民等、**あらゆる関係者が協働**して取り組む**「流域治水」の実効性**を高める法的枠組み<mark>「流域治水関連法」</mark>を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)
- ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
- 国、都道府県、市町村等の<mark>関係者が一堂</mark>に会し、官民による<mark>雨水貯留浸透</mark> 対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施
- 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 「河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法」
- ◆ <u>河川・下水道における対策の強化</u> ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)
 - 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が 参画) の創設(※予章・税制)
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の<mark>樋門等の操作ルールの策定</mark>を義務付け、河川等から市街地への 逆流等を確実に防止
- ◆ 流域における雨水貯留対策の強化
- 一 <u>貯留機能保全区域を創設</u>し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 一 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫
- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(Pional)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転 を促進 (※予意関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化 (※予覧関連)
- 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 「水防法、土砂災害防止法、河川法」
- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報 空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・ 訓練に対する市町村の助言・勧告に よって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象 を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、 準用河川を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

【(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

○ 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ ソフトー体となった対策の全体像を明らかにする「流域治水プロジェクト」を速やかに実施

(令和2年度内に全1級109水系で策定済)

国管理河川で戦後最大規模洪水に、都市機能集積地区等で既往最大降雨による内水被害に対応

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

○ 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による流域治水を更に拡充



1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

(1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

○ 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件 により被害防止が困難な河川**※**を追加**(全国の河川に拡大)

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

(特定都市河川法)

(2)流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に**会し(協議会)、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの 土地利用等を協議
- 〇 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け 🔷 <u>様々な主体が</u>流域**水害対策を**確実に実施**



【流域水害対策計画の拡充】

◎ 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

現行

○ 河川・下水道管理者による雨水貯留浸透対策が中心

追加

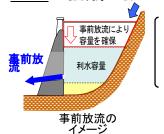
- 地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策の強化 (地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の 明確化)
- **土地利用の方針**(保水・遊水機能を有する**土地の保全**、 著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保)**

(特定都市河川法)

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

(1)河川・下水道における対策の強化

- ◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)
- 河川管理者、利水者(電力会社等)等で構成 する<u>法定協議会を設置</u>。<u>利水ダム</u>の<u>事前放流の</u> 拡大を協議・推進 河川法)



※予算:・二級水系の事前放流に伴う損失補填

・河川管理者による放流施設整備

※税制:放流施設に係る固定資産税非課税措置

- <u>下水道</u>で浸水被害を防ぐべき<u>目標降雨を計画</u> に位置付け、整備を加速 (下水道法)
- 下水道の<u>樋門等の操作ルールの策定</u>を義務付け、 河川等から市街地への逆流等を確実に防止(下水道法)

<下水道整備による浸水対策の例>





(2) 流域における雨水貯留対策の強化

○ 沿川の保水・遊水機能を有する土地を、<u>貯留機能保全区</u>域として確保(盛土行為等に対する届出義務と勧告)(特定都市河川法)



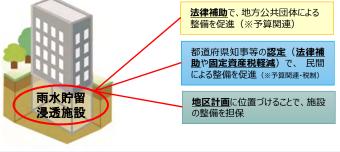
貯留機能保全区域のイメージ

貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用(都市緑地法)



グリーンインフラのイメージ

○ <u>認定制度</u>、補助、税制特例、地区計画等を 駆使して、官民による<u>雨水貯留浸透施設</u>の整備 を推進 (特定都市河川法、下水道法、都市計画法) <雨水貯留浸透施設整備のイメージ> <u>法律補助で、地方公共団体による</u> 整備を促進(※予算関連)



3.被害対象を減少させるための対策 [特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]

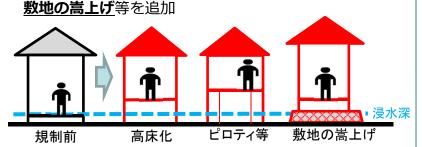
水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- ① <u>浸水被害防止区域を創設し、住宅や</u> 要配慮者施設等の安全性を事前確認_(特定都市河川法)
 - 浸水被害の**危険が著しく高いエリア**
 - 都道府県知事が指定
 - 個々の**開発・建築行為を許可制**に (居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造) ※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

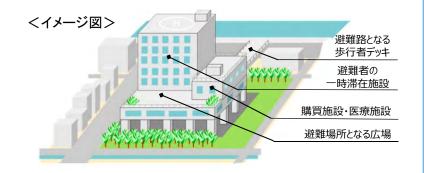
- ② 地区単位の浸水対策を推進(都市計画法)
 - **地域の実情・ニーズ**に応じたより安全性の高い **防災まちづくり**
 - -地区計画のメニューに**居室の床面の高さ**、



- ③ <u>防災集団移転促進事業を拡充</u>し、<u>危険なエリア</u> から安全なエリアへの移転を促進(防集法)(※予算関連)
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充

【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域 【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加

- 事業の担い手を都道府県・URに拡充
 - (①都道府県による事業の計画策定)
 - ②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化
- ④ <u>災害時の避難先となる拠点の整備 (都市計画法)</u>
 - 水災害等の発生時に住民等の<u>避難・滞在の拠点</u> となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)



4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

(1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応した<u>八ザードマップ作成エリア</u>(浸水想定区域)を、現行の大河川等から住家等の**防御対象のあるすべての河川流域、下水道、** 海岸に拡大 (水防法)
 - ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、 人的被害が発生
 - ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数(現在)約2,000河川 ⇒ (今後)約17,000河川 (2025年度)

<u>(2)要配慮者施設に係る避</u>難の実効性確保

○ 要配慮者施設に係る<u>避難計画や避難</u> 訓練に対し、<u>市町村が助言・勧告</u>

(水防法、土砂災害防止法)

※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が 作成されていた老人ホームで人的被害が 発生。

(3)被災地の早期復旧

○ 国土交通大臣による<u>権限代行の対象を拡大</u>(河川法)

【対象河川】

・都道府県管理河川 (1級河川の指定区間、2級河川)



(追加) . 去町お祭理:

・市町村管理河川 (準用河川)

【対象事業】

- ・改良工事・修繕
- ・災害復旧工事

(追加)

・災害で堆積した 河川の土石や流木等の排除



国が 災害復旧を 代行 (福岡県管理)



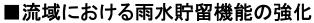
国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例 (平成29年九州北部豪雨(福岡県・筑後川水系))

流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化

流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、 様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■流域治水の計画・体制の強化

- ・ 流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から 地方部の河川にも拡大。
- ・ 国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、 地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。



貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

■雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

下線:新規制度(令和3年度拡充)

[実施主体]	河川管理者・下水道管理者	左記以外の地方公共団体	民間企業等
	1/2 [防災・安全交付金等] (下水道)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川)	1 / 3 [防災・安全交付金等] (<u>河川・</u> 下水道) _{※1}
	「特定都i	川流域」 またはーーニー 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」	
[補助率等]	1 / 2 [防災・安全交付金等] (河川)	1 / 2 [個別補助事業] (河川※2)	1 / 2 [個別補助事業] (河川※2・下水道※3)
			固定資産税の減免 [特例措置] (河川・下水道) 固定資産税について、課税標準を市町村 の条例で定める割合(1/6~1/2)
	L		<u>に軽減</u>

※1:間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1/2 等

※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。